

消防用設備等点検報告

【消防用設備等点検報告(法17の3の3)】

- ・ **防火対象物の関係者**は消防用設備等を消防設備士または消防設備点検資格者、その他に点検させなければならない。
 - 機器点検** - **半年**に1回、設備の外観や簡易な操作による点検を行う。
 - 総合点検** - **1年**に1回、機器点検と同時に、設備の一部もしくは全部を作動させ、または使用することにより、設備の総合的な機能を確認する点検を行う。
- ・ 防火対象物の関係者は**特定防火対象物は1年**に1回、**非特定防火対象物は3年**に1回、点検後おおむね**15日**以内に**消防長または消防署長**に届けなければならない(規31の6-3)。

【消防設備士または消防設備点検資格者に点検させなければならない防火対象物(令36-2)】

- ① **特定防火対象物**で延べ面積が**1,000㎡**以上のもの
- ② **非特定防火対象物**で延べ面積が**1,000㎡**以上のもののうち、消防長または消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの※ 19項・20項を除く。
- ③ **特定一階段防火対象物**

※上記以外の防火対象物は消防設備士または消防設備点検資格者でなくても点検できる。

※任意設置の消防設備等は点検の義務はない。

【点検を要しない20項の防火対象物(令36-1 規5-10)】

- ① 総トン数**5 t**以上で推進機関を有するもの
- ② 鉄道営業法・軌道法・道路運送車両法により消化器を設置する車両

【点検書類の保存期間】

- ・ 原則**3年間**保存し、**3年**を経過したものは、**点検結果総括表・点検者一覧表・経過一覧表**を保存する。ただし、点検と報告が適正に行われ、消防長または消防署長が適当と認める際、特定防火対象物については、直近の報告(保存期間**1年間**)以前の点検票の保存をしなくてもよく、非特定防火対象物については、**1年**を経過したものについては点検票は保存しなくてもよい。